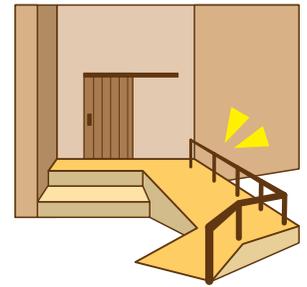


# 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請

CHECK



介護保険制度では、居住している住宅に手すりの取付や段差解消等の改修を行った場合、保険の給付が受けられます。住宅改修で保険給付を受ける場合は、その住宅改修が保険給付の対象工事となるかどうかの確認を含めた**事前申請**、**工事完了後の住宅改修完了の届出**が必要になりますので、ケアマネジャー等にご相談ください。



## 対象者

介護保険で要支援、要介護者の認定を受けた方（原則として、在宅の方に限ります。）

## 支給方法

- 「償還払い」（保険給付対象費用の全額を施工業者に支払った後に、保険給付として対象費用の9割を、村から受け取る方法）
- 「受領委任払い」保険給付として対象費用の9割を、村から施工業者に支払う方法

## 支給限度基準額

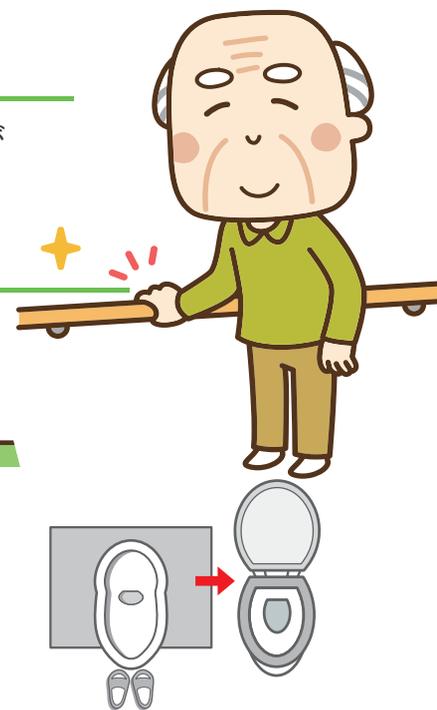
居住している住宅につき、原則200,000円（このうち原則として9割または8割が保険給付となり、1割または2割が利用者負担となります。）を限度とします。

## 対象工事（新築・増改築は対象外となります。）

詳細については必ずケアマネジャー等にご確認ください。

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器等取替え
- 1から5までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

畳変えも、対象となります。  
(詳しくは役場にご確認下さい)



## 清川村保健福祉課

清川村保健福祉センターやまびこ館  
TEL：046-288-3861  
FAX：046-288-2025



活用しましょう♪

生活の給付金・支援  
様々な、サービス



清川村の支援事業ガイド



**「信頼と実績！」地元の清川村商工共栄会  
会員店へのご用命お待ちしております。**



QR-MAIL

清川村商工共栄会 メール  
syoukoukyoueikai@gmail.com



会公式ホームページ  
<https://kiyokawa-shoukou.net/>



QR-HP